

序論

本論文の目的は、伝統的な法文化あるいは法意識と西洋的な法制度とのずれという川島武宜の根源的な問題意識を念頭に置いて、現代日本の法状況をどのように理解し評価したうえでどこをどのように改革すべきかという課題に取り組む際に重要なのは、日本の伝統・文化を考慮しつつ自由社会を支える根本的な観念・制度原理を擁護する提言だと示唆する田中成明の議論を踏まうえて、「日本文化を考慮した自由社会擁護論とはどのようなものか」という問題設定に答えることである。

第 I 部 伝統重視の自由社会擁護論

第 I 部では、日本文化を考慮した自由社会擁護論を探求するための準備作業として、自由社会擁護と伝統重視の両立可能性をどのように考えるかという一般化された問いに応答する、F・A・ハイエクが展開する伝統重視の自由社会擁護論に注目し、彼の理論の特徴を浮き彫りにするために、啓蒙主義的合理主義——すなわち、いかなる歴史的・社会的・文化的特殊性からも独立した観点に基づいて、社会制度を設計したり正義原理や行為規範を正当化しようとする考え方——を伝統重視の立場に基づいて批判するという基本的な共通点を有しながらも、「伝統」理解・共同体論・伝統の発展・自由社会と伝統の両立可能性をめぐる異なる主張を展開している、A・マッキンタイアの理論との比較検討を行う。そこから導出された、ハイエクが展開する伝統重視の自由社会擁護論の特徴は、以下のとおりである。

知識論に基づく設計主義批判と伝統重視 ハイエクは、「知識の分散」と「暗黙知・実践知」というキーワードでまとめられる知識論に基づいて、社会制度はすべて熟慮のうえでの設計の産物でありまたそうあるべきだと想定する設計主義を厳しく批判し、人間が理性を適切に使用するための必要不可欠な基盤である「伝統」の重要性を強調する。

「行為ルールとしての伝統」 ハイエクは、伝統を、人間の行為の結果ではあるが人間の設計の結果ではなく——換言すれば、自生的な秩序形成過程の産物であって——、明文化されたかたちで行為者に知られることなく行為の中で遵守され尊重されている、「行為ルール」のようなものと理解し、その特徴として、①抽象性——それは、「行為ルールとしての伝統」が明確に意識化された具体的な行為を枠付けている、ということの意味する——、②理性ではなく成功によって導かれる淘汰の過程の産物であること、③不変ではなく進化の中で成長し発展する点、を指摘する。このように一般的で目的独立的で抽象的な行為ルールとしての「薄い伝統」に着目するハイエクの伝統理解は、共同体における社会的実践や道徳的生活を含む「厚い伝統」に焦点を当てるマッキンタイアの伝統理解と対照的である。

「大きな共同体」を軸とする共同体論 ハイエクは、「行為ルールとしての伝統」が形成され適用される“場”として、顔見知りの構成員が共通の目的を追求する組織化された集団である「部族社会」から拡張された、具体的な目的を持たない自生的な全体秩序としての「大きな共同体」を想定し、そのような「大きな共同体」が成立するためには、同じ具体的な目的や価値観を共有しない者同士の関係にまで適用可能な、内容が希薄化された一般的

で目的独立的で抽象的な行為ルールが必要不可欠であると主張する。このように「大きな共同体」で形成・適用される「薄い伝統」を重視する彼の共同体論は、共同体の同質性を前提とせずむしろ共同体内の異質性・多様性を前提とする共同体論だと特徴づけることができ、この点においてリバタリアンが提示する共同体論と親近的であり、コミュニタリアンが提示する共同体論と対照的である。

伝統の発展 伝統の発展をめぐるハイエクの議論は、①「知的探究の伝統」の複数性を明確に認めたくえで伝統間比較論を展開するマッキンタイアと対照的に、「行為ルールとしての伝統」の複数性を想定せず、②「知的探究の伝統」の発展過程を内在的批判に基づく漸進的な改善や修正に限定しないかたちで理解するマッキンタイアと対照的に、「行為ルールとしての伝統」の発展過程を内在的批判に基づく漸進的な改善や修正に限定するものである。その背景には、「共通善」の達成に必要な熟議を行うための前提条件である「厚い伝統」が形成され適用される“場”は「小さな共同体」でなければならないと結論づけるマッキンタイアの共同体論と対照的な、伝統の形成・適用の“場”として一つの「大きな共同体」を想定するハイエクの共同体論が存在する。

自由社会に必要不可欠な伝統 ハイエクの考える自由社会とは、共通の目的が存在せず単一の目的に決して従属しない社会であるため、そこにおける各々の個人にはすべての人々に平等に適用されるルールにのみ従うことが期待される。そのような「法の下での自由」という構想を可能にする特徴を有する法は、「行為ルールとしての伝統」を明文化したものである。したがって彼は、自由社会と伝統の関係について、自由社会が有効に機能するためには伝統が必要不可欠だという結論を導く。このような自由社会と伝統の両立可能性をめぐるハイエクの議論の特徴として、①個人の自由それ自体の価値を高く評価する——この点において、ハイエクが展開する伝統重視の自由社会擁護論は、M・オークショットが展開するそれと対照的である——、②「行為ルールとしての伝統」を明文化した「法」の下での自由を確保するために「法の支配」論を展開する、③「行為ルールとしての伝統」による権力制限に基づいて自由の保障を確実なものとするために立憲主義論を展開する、という三点が指摘できる。

第Ⅱ部 文化的文脈を考慮した人権論

第Ⅱ部では、日本文化を考慮した自由社会擁護論を探求するためのさらなる準備作業として、議論の射程を「自由社会を支える根本的な観念・制度原理」のひとつである人権論に絞り込み、文化的文脈を考慮した人権論——すなわち、人権が有する普遍的価値を基本的に承認しつつ、同時に、各々の社会における具体的な人権の構想や制度を論ずる際には各社会の文化的文脈の重要性を強調する、という見解——について検討を加えることで、文化を考慮した自由社会擁護論を説得的に展開するための立論方法を明らかにする。

まず初めに、文化的文脈を考慮した人権論を二つのアプローチに分類し、普遍的価値重視型アプローチの人権論としてJ・ドネリーの「強い普遍主義」とD・ミラーの「人道主義的

戦略」を、文化的文脈重視型アプローチの人権論としてA・A・アッナイムの「構成的アプローチ」とD・A・ベルの「地域知重視の人権論」を、それぞれ取り上げる。

このような二つのアプローチの人権論には、いずれも文化内部の多様性と文化の変化を認めるという共通点と同時に、議論の進め方をめぐる重要な相違点が存在する。それは、普遍的価値重視型アプローチの人権論が、①まず初めに、人権の普遍性を強調したうえで、②次に、その枠内で、各社会の文化的文脈を考慮した多様な取り扱いを検討する、という順序で議論を進めるのに対して、文化的文脈重視型アプローチの人権論が、①人権の普遍性を承認しつつも、②各社会の文化的文脈を考慮することの重要性を強調し、③これら双方の観点の両立可能性を探求する、という議論の進め方を採用しているとまとめることができる。

そのうえで筆者は、マッキンタイアの「知的探究の伝統」論が、文化的文脈重視型アプローチの人権論を根底で支える基礎理論となり得ることに注目する。つまり、文化的伝統の変化・発展について文化的文脈重視型アプローチの人権論が主張する、文化的伝統の内側における議論と文化的伝統の外側から投げ掛けられる批判を踏まえた文化横断的な対話との両者を通じた文化的伝統の変化や、ある文化的伝統における過去との一体性を維持しつつも、同時に、現代的関心に対応してその伝統に内在する問題点や矛盾を突破しあるいは超越してその伝統を再構成する過程の意味するところについて、極めて明快かつ詳細な内容を提示するのがマッキンタイアの「知的探究の伝統」論であり、その核となるのが、競争し対抗している両立不可能な二つの伝統が相互に対決している場合の対応として「伝統構成的探究」に基づく解決法を提示する彼の伝統間比較論だ、というわけである。したがって、文化的文脈重視型アプローチの人権論が採用する議論の進め方に基いて文化的伝統の変化・発展を論じる場合、その具体的な進め方を詳細かつ明確に提示するマッキンタイアの伝統間比較論が大いに参考となることが明らかにされた。

第Ⅲ部 日本文化を考慮した自由社会擁護論

以上で述べた第Ⅰ部および第Ⅱ部での準備作業における検討結果を前提に、第Ⅲ部では、現代の日本社会が置かれた状況を踏まえて議論の射程をさらに絞り込み、第Ⅰ部で検討を加えたハイエクが展開する伝統重視の自由社会擁護論を、第Ⅱ部で明らかにした文化を考慮した自由社会擁護論を説得的に展開するための立論方法を用いて再構成することで、日本の伝統・文化を考慮しつつ自由社会を支える根本的な観念・制度原理を擁護する提言としての「日本文化を考慮した自由社会擁護論」の探求に向かう。

日本文化の三つの特徴 まず初めに、構造・方法・内容という三つの観点に従って、日本文化の特徴として、①主に河合隼雄の議論に基づく「中空均衡構造」という構造的な特徴、②主に加藤周一と丸山真男の議論に基づく「輸入・修正型文化」という方法的特徴、③主にルース・ベネディクトと中根千枝の議論に基づく「状況重視型の相対的道德」という内容的特徴、の三点を明らかにする。

日本文化の構造的な特徴としての「中空均衡構造」とは、日本社会では、力も働きも持たな

い“空”を中心に置くことで、相対立する力を適切に均衡させて全体的調和を保ち、矛盾や対立の共存を可能にしているという点に、日本文化の構造的特徴を見出すものである。

日本文化の方法的特徴としての「輸入・修正型文化」とは、日本文化には本質・原型・核心といったものが存在せず、外国の文化を輸入して日本社会に適合するよう修正を加えるという作業を継続的に行うことによって自身の文化を成長・発展させるという点に、日本文化の方法的特徴を見出すものである。

日本文化の内容的特徴としての「状況重視型の相対的道德」とは、日本社会の構成員は序列を重視し直接的・感情的な人間関係を優先する価値観を基礎に置くため、他人の判断を基準にして自身の行動方針を定める傾向があり、その結果として社会的条件によって善悪の判断基準が変わり得るという点に、日本文化の内容的特徴を見出すものである。

「中空均衡構造」に適合的な構造を有する理論 次に、日本文化の構造的特徴としての「中空均衡構造」に適合的な構造を有する理論として、①中心統合構造と対照的に、中心が存在しなくても全体が適切に調整されるという観点に適合的な理論構造を有する、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」論——もっとも、抽象的なものの先行性を強調するハイエクの「行為ルールとしての伝統」論と、矛盾や対立が全体的調和を乱さないならば共存し得ると考える「中空均衡構造」との違いには、十分注意を払わなければならない——、②中空均衡構造における「変化・進化の全体的なあり様」という観点に適合的な理論構造を有する、アッナイムの構成的アプローチとマッキンタイアの伝統間比較論、③中空均衡構造における「常に連続性を保持した変化」という観点に適合的な理論構造を有する、オークショットの「行為の伝統」論を、それぞれ指摘する。

「輸入・修正型文化」に適合的な立論方法 続いて、日本文化の方法的特徴としての「輸入・修正型文化」に適合的な立論方法として、文化的文脈重視型アプローチの人権論とマッキンタイアの伝統間比較論を指摘する。

「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論 最後に、日本文化の内容的特徴としての「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論を提示するために、日本文化の方法的特徴としての「輸入・修正型文化」に適合的な立論方法を採用する文化的文脈重視型アプローチの人権論とマッキンタイアの伝統間比較論に基づいて、日本文化の構造的特徴としての「中空均衡構造」に適合的な理論構造を有するハイエクの「行為ルールとしての伝統」論が「状況重視型の相対的道德」と適合可能であるかどうかを、次の順で検討を加える。

- 一 まず初めに、「状況重視型の相対的道德」をめぐる中根自身の分析に基づいて、「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論は「小さな共同体」を重視するマッキンタイアの共同体論だという単純な解釈を提示し、この解釈に従うならば「状況重視型の相対的道德」という日本文化の内容的特徴に適合的な自由社会擁護論の探求は困難だと結論を導かざるを得ない、という点を確認する。
- 二 そこで次に、このような単純な解釈を批判的に検討するために、施光恒の議論に示唆を

得つつ、日本文化の方法的特徴としての「輸入・修正型文化」に適合的な立論方法であるマッキンタイアの伝統間比較論が採用する方法に基づいて、「状況重視型の相対的道德」の擁護者が、A・スミスの道徳理論——すなわち、彼が『道徳感情論』で展開した、公平な観察者による「同感」に基づく道徳理論——のほうが単純な解釈よりも「状況重視型の相対的道德」の特徴を適切に説明できるのではないかと考えて、スミスの道徳理論は「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論だと考える新たな解釈を提示することが可能かどうかを検討する。具体的には、このような新たな解釈が、①単純な解釈では解決できなかった問題を解決できるかどうか、②単純な解釈の抱える問題点の原因を説明できるかどうか、③「状況重視型の相対的道德」という日本文化の内容的特徴との根本的継続性を保持できるかどうか、について分析を加える。その結果、彼の道徳理論は「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論だ、という解釈を提示できることが明らかとなる。

三 続いて、上記と同じ方法に基づいて、「大きな共同体」で形成され適用される「薄い伝統」を重視するハイエクの「行為ルールとしての伝統」論は、日本文化の内容的特徴としての「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論だという解釈を提示することが可能かどうかを検討する。筆者が彼の「行為ルールとしての伝統」論に注目するのは、①彼がスミスの道徳理論を高く評価し、②彼の「行為ルールとしての伝統」論は、日本文化の構造的特徴である中空均衡構造における、中心統合構造と対照的に中心が存在しなくても全体が適切に調整されるという観点に適合的な理論構造を有しており、③「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論は「小さな共同体」を重視するマッキンタイアの共同体論だという単純な解釈に基づく結論の限界——すなわち、この単純な解釈に従うならば、「状況重視型の相対的道德」という日本文化の内容的特徴に適合的な自由社会擁護論の探求は困難だとの結論を導かざるを得ない、という点——を、新たな解釈を検討することで乗り越えるためには、マッキンタイアの議論と対比的に捉えることのできるハイエクの議論に注目する必要がある、からである。

具体的な検討に際しては、先にスミスの道徳理論は「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論だという解釈を提示することができたのは、彼の道徳理論が、道徳的基準を探求する際に、他者との関係から切り離された絶対的基準を設定するのではなく、他者との関係に基づいて形成される判断基準を重視したからであったという点を重視して、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」論の中に他者との関係に基づいて形成される判断基準という観点が存在するかどうかには注意を払う。その結果、「行為ルールとしての伝統」論を解釈する際に、抽象的なもの先行性に焦点を当てるとそのような観点は存在しないが、伝統の普及・明文化過程に焦点を当てるとそのような観点を見出すことができる、ということが明らかになった。したがって、「状況重視型の相対的道德」の擁護者が、伝統の普及・明文化過程に焦点を当てたハイエクの「行為ルールとしての伝統」論のほうが、上記の単純な解釈よりも、「状況重視型の相対的道德」の特徴を

適切に説明できるのではないかと考えて、彼の「行為ルールとしての伝統」論は「状況重視型の相対的道德」に適合的な内容を有する理論だと考える新たな解釈を提示することが可能だ、ということが示された。

四 最後に、上記の結論を踏まえて「状況重視型の相対的道德」に適合的な自由社会擁護論を展開するために、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」論の再構成を行う。

(1) まず問題となるのは、「行為ルールとしての伝統」を具体的な文化的文脈に沿って理解することはそもそも可能かという点である。

この点について筆者は、ドネリーの「強い普遍主義」を参考にしつつハイエクの「行為ルールとしての伝統」論を再構成して、「行為ルールとしての伝統」を「概念のレベル」・「解釈のレベル」・「実施のレベル」の三つに区別する理解を提示する。この理解に基づけば、抽象的なものの先行性に焦点を当てた「行為ルールとしての伝統」論が「概念のレベルにおける『行為ルールとしての伝統』」に焦点を当てて論じているのに対して、「状況重視型の相対的道德」という具体的な文化的文脈に適合可能な、伝統の普及・明文化過程に焦点を当てた「行為ルールとしての伝統」論は、「実施のレベルにおける『行為ルールとしての伝統』」に焦点を当てて論じている、と理解することが可能となる。

(2) 次に問題となるのは、「実施のレベルにおける『行為ルールとしての伝統』」の発展をどのように考えるかという点である。

この点を考察するに際して、筆者は、オークショットの「行為の伝統」論に注目する。なぜならオークショットは、一方で、ハイエクと多くの点で共通する「伝統」理解を提示しながら、他方で、ハイエク自身の議論と異なり、複数の伝統の存在を認めて伝統間比較に基づく伝統の発展に言及するからである。その結果、ハイエクの「行為ルールとしての伝統」論を再構成して「実施のレベルにおける『行為ルールとしての伝統』」の発展を考察する際に、伝統の普及過程に関する彼の議論に注目して、彼の伝統論に①伝統の複数性と、②複数の伝統が衝突した場合には、試行錯誤の結果、淘汰と模倣によってよりよい伝統が生き残る、という伝統間比較論を読み込むことは、比較的容易だということが明らかとなった。

もっとも、「行為ルールとしての伝統」の普及過程に関する進化論を用いたハイエクの説明のみに基づいて伝統間比較の指針を提示しようとするかぎり、彼の伝統論には、自分自身に従っている伝統を放棄することなく同時に競争相手の伝統をも理解するというマッキンタイアの伝統間比較論に見出せるような発想がそもそも存在しないため、ある伝統に従う人間がこれと対立する伝統に従う集団の行為ルールを模倣することで競争相手の伝統をも習得してその考え方を自身の伝統に取り込み自身の伝統の理解を発展させる、という答えを導出することは不可能だということも明らかとなった。

だが筆者は、このことが、競争相手の伝統をも理解したかたちでの「実施のレ

ベルにおける『行為ルールとしての伝統』間比較論の展開がそもそも不可能だということを、必ずしも意味しない、と考える。なぜなら、ハイエクの考える「行為ルールとしての伝統」の習得法と、マッキンタイアの考える「知的探究の伝統」の習得法の共通点を指摘することで、競争相手の伝統を理解した「実施のレベルにおける『行為ルールとしての伝統』間比較論を展開することが可能だからである。

結論

以上を踏まえたうえで、**結論**では、リバタリアニズムの立場を擁護する森村進とT・マチヤンの議論に示唆を得つつ、日本文化を考慮した自由社会擁護論としての「再構成された『行為ルールとしての伝統』論に基づく自由社会擁護論」の特徴として、国家あるいは政府と社会を明確に区別し、「法をめぐる問題——すなわち、共同体に所属するすべての構成員に強制すべきルールをめぐる問題——」と「道徳をめぐる問題——すなわち、個々人が追求すべき生き方をめぐる問題——」を明確に区別したうえで、国家あるいは政府が取り組むべき問題は「個人の自由を保障するために、共同体に所属するすべての構成員に強制すべきルールとは何か」をめぐる問題だけだと考え、「個々人が追求すべき生き方とは何か」をめぐる問題に国家あるいは政府が取り組むべきではないと主張する、という点を明らかにする。